

令和元年度事業計画書

I 実施方針

平成 30 年、岐阜県において、我が国で 26 年ぶりとなる豚コレラが発生した。多数の野生イノシシにおいても感染が確認され、平成 31 年を迎えても感染が収束しない状況にある。また、中国ではアフリカ豚コレラが発生して感染が拡大するなど、我が国への越境性感染症の侵入の可能性は一層高まっている。また、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等の人と動物の共通感染症も社会の注目を浴びており、これらの疾病への警戒も怠ってはならない。

一方、抗菌薬はこれまでの感染症への対応において大きな役割を果たしてきたが、近年、薬剤耐性(AMR)対策が喫緊の課題として国際的に注目され、我が国においても国が薬剤耐性(AMR)対策行動計画を策定・公表し、関係者のみならず、広く国民一般に普及啓発活動を行う等の対応を強化している。

このような状況の中で、本会は人と動物の健康及び環境の保全に係る関係者が連携して感染症対策等に取り組むべきであるとする“One Health”の概念に注目し、日本医師会と平成 25 年 11 月 20 日に学術協力推進に関する協定を締結した。その後、連携シンポジウムの開催等医師との情報共有に取り組んできた。一方、全国 55 全ての地方獣医師会においても、地域の医師会と連携協定を結び、医師と獣医師の全国的なネットワークを構築している。

本会は、平成 28 年 11 月に福岡県北九州市において開催した第 2 回世界獣医師会-世界医師会”One Health”に関する国際会議の成果である「福岡宣言」を踏まえ、事業推進特別委員会において人と動物の共通感染症への対応や AMR 対策等における“One Health”の推進について検討を行い、実践していくこととしている。また、世界獣医師会(WVA)、アジア獣医師会連合(FAVA)、東アジア三カ国獣医師会協定等を通じて国際交流活動への積極的な貢献を行うことにより、国際的な“One Health”の概念を普及推進し、また、アジア地域臨床獣医師等総合研修事業を通じて、我が国獣医界が一層国際的な信頼を得られるよう努める。

さらに、事業推進特別委員会では、国において愛がん動物看護師法の新規制定及び獣医療法に基づく広告規制の緩和、並びに動物の愛護及び管理に関する法律の改正について検討が進められていることを踏まえ、動物看護師の国家資格によるチーム獣医療提供体制の構築に基づく総合的な獣医療と専門的な獣医療提供体制のあり方、犬猫等へのマイクロチップ装着・登録の義務化に向けた全国的な連携体制の構築等について検討し、活動を実施する。

このほか、勤務獣医師の処遇改善による獣医師の職域・地域の偏在の解消、女性獣医師の活躍推進、災害時動物救護対応の確立、獣医学教育の改善・充実等について、部会委員会におけるこれまでの議論を一層発展させて具体的な対応策を検討し、適宜実行していくこととする。

また、本会の組織の強化のため、組織率の向上を図るとともに、一般市民向け及び会員・構成獣医師向けの広報を強化し、情報提供体制を充実させるとともに、本会が保持する個人情報を含むデータのセキュリティを強化する。また、本会の財政基盤の強化のために、収益事業にも積極的に取り組むこととする。

以下に、本年度における重点的な取り組み事項を示す。

1 個別重要課題についての検討

特に重要な個別課題については、事業推進特別委員会の下に次の4つの検討委員会を設置し、関連する職域部会とも連携して重点的に検討する。

(1) “One Health”推進検討委員会

医師会及び医師のほか、“One Health”の推進に関連する団体・国際機関等との具体的な連携強化及び活動について検討、特に感染症対策について総合的に取り組む。

(2) 薬剤耐性 (AMR) 対策推進検討委員会

政府が平成28年4月に策定・公表した薬剤耐性 (AMR) 対策行動計画に基づく普及啓発、モニタリング調査等への協力、特に小動物獣医師臨床現場における抗菌性物質の慎重使用の推進等のための具体的な対応等について検討する。

(3) 総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会

高度かつ多様な獣医療提供体制の整備のため、総合的な獣医療である「かかりつけ病院」と専門的な獣医療である「二次診療施設」の協力体制のあり方と連携の仕組み、また獣医療提供体制整備の一環としての広告規制の緩和について検討する。

(4) マイクロチップ普及推進検討委員会

「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理法)の改正によるすべての犬・猫等家庭動物に対するマイクロチップ装着・登録の義務化に向けた本会、地方獣医師会及び構成獣医師の連携体制の構築、個人情報適正な取扱い等獣医師会全体の情報ネットワーク管理体制の構築等の施策展開並びに狂犬病予防事業との一体的な運用体制の整備について検討する。

2 個別重要課題に対する事業運営

(1) “One Health”の推進に関する対応

上記“One Health”推進検討委員会の検討結果を踏まえ、「福岡宣言」に具体的な実践項目として挙げられた①人と動物の共通感染症対策の強化、②薬剤耐性 (AMR) 対策、③医学・獣医学教育の改善・整備及び④健康で安全な社会の構築に係る全ての課題解決のために、総論的取組みとしての医師・獣医師の交流の促進と協力関係の強化を図るため、日本医師会との連携シンポジウムの開催等を実施する。

特に感染症対策の推進に関する対応は、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生・公衆衛生の各部会が必要に応じて連携して取り組む。

(2) 薬剤耐性 (AMR) 対策の推進に関する対応

上記薬剤耐性 (AMR) 対策推進検討委員会における調査・検討の結果を踏まえ、農林水産省、厚生労働省等の指導及び支援の下で、医師会及び医師等と連携しつつ、産業動物臨床及び小動物臨床の両部会と連携して検討を進め、具体的な AMR 対策に関する獣医師、医師及び一般市民との情報交流、普及活動等を行う。

(3) 獣医療提供体制の整備に関する対応

より高度で多様な獣医療を提供するための総合獣医療・専門獣医療提供体制の整備については、上記総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会における検討結果を踏まえ、関係学術団体等と連携しつつ具体的な施策を推進する。

なお、現在国においては、議員立法による愛がん動物看護師法の新規制定による動物看護師の国家資格化を検討している。本会としても、動物看護師の国家資格化の動きを見極めながら、新

制度の円滑な実施、獣医療現場における獣医師、愛がん動物看護師、一般職員等の適切な役割分担、愛がん動物看護師の処遇改善と社会的地位の向上等を図りながら、チーム獣医療提供体制の構築等を推進する。

(4) マイクロチップの普及啓発に関する対応

上記マイクロチップ普及推進検討委員会における検討結果を踏まえ、動物愛護管理法の一部改正によるマイクロチップ装着の義務化が円滑に実施されるよう、本会、地方獣医師会及び構成獣医師の連携体制の構築、マイクロチップ装着・登録に関する普及啓発等を行う。

また、本会の動物適正管理個体識別登録事業におけるマイクロチップデータベースの情報セキュリティを強化するため、本会における情報管理体制を整備するとともに、地方獣医師会におけるマイクロチップ装着及びデータ収集体制の構築並びに個人情報の取扱いの適正化等、獣医師会全体の情報ネットワーク管理体制を強化する。

さらに、マイクロチップの装着・登録を狂犬病予防法の犬鑑札及び狂犬病予防注射済票の代替措置とした上で、マイクロチップを活用した様々な情報及びサービスの提供により、飼育者にマイクロチップ装着の付加価値を付与してマイクロチップの一層の普及を図るとともに、全頭装着・登録及び狂犬病予防事業の円滑かつ効果的な運用に向けて環境を整備する。

3 勤務獣医師の処遇と職場環境の改善及び女性獣医師の活躍推進に関する対応

勤務獣医師の処遇改善については、福岡県における特定獣医師職給料表の新設をはじめ、各自治体の勤務獣医師に対する初任給調整手当の拡充等の成果を上げているが、今後も処遇改善に係る対応及び魅力ある業務内容への改善が全国的に一層拡大するよう、地方獣医師会と連携しながら活動を強化する。

女性獣医師の就業継続及び復職への支援等、女性獣医師の活躍推進については、平成 25～26 年度の女性獣医師支援特別委員会における検討結果を踏まえ、女性獣医師支援対策検討委員会において就業支援対策を検討し実施する。「女性獣医師が活躍する職場は、男性獣医師を含むすべての獣医師が活躍できる職場である。」という理念の下で、今後も勤務条件及び職場環境の向上のための取組みを強化する。

4 緊急災害時動物救護活動への対応

緊急災害時の対応については、緊急災害時動物救援対策検討委員会を設置して、地方獣医師会における対応、日本獣医師会における対応を検討し、ガイドライン及びマニュアルを策定したところである。今後は動物福祉・愛護委員会において、ガイドライン及びマニュアルに沿った具体的な施策を検討し、VMAT 構成員の育成・登録をはじめとする動物救護体制を整備し、緊急災害発生時の動物救護活動及び獣医療提供体制復旧の支援に備える。

5 獣医学教育環境の国際水準への整備充実に関する対応

本会が文部科学省及び獣医学系大学等多くの関係者とともに尽力してきた獣医学教育環境の国際水準化に向けての取組みを継続する。また、行政との連携を強化し、スピード感をもって実効性のある整備充実を図る必要がある。特に、参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習の支援体制の整備、コア・カリキュラムの見直し、第三者評価の適切な実施等に関する支援を強化する。

6 国際交流事業の振興に関する対応

獣医学術に関する国際交流の推進のため、世界獣医師会(WVA)及びアジア獣医師会連合(FAVA)等の関係国際機関の活動に一層積極的に参加し、貢献するとともに、東アジア三カ国(日本・韓国・台湾)における獣医学術交流については、平成 30 年 1 月に調印した覚書(MoU)に基づき、平成 30

年度獣医学術学会年次大会（神奈川）の開催中に第1回シンポジウム「東アジア三カ国獣医師会サミット」を開催し、意見交換を行った。

これらの国際交流活動を通じて本会の国際化を図るとともに、英語版 HP を介して情報を海外に発信する。

また、日本中央競馬会及び公益財団法人全国競馬・畜産振興会の助成を受けて行うアジア地域臨床獣医師等総合研修事業を適正に実施し、アジア地域の家畜衛生事情の向上に努めることにより、我が国への越境性感染症の侵入防止を図るとともに、アジア地域各国の獣医師会及び研修修了獣医師との連携を一層強化する。

7 組織の強化に関する対応

獣医師会の組織率向上を図るため、特に、新規若手獣医師等に対する有用かつ魅力ある獣医師活動を提供する等、獣医師会組織の強化方策について検討を行い、適宜実施する。

また、本会の業務活動見直しのため、本会と地方獣医師会等の役割分担、活動の連携等について具体的な方向性を検討するとともに、その結果を反映した本会事業のスクラップアンド・ビルドの実践、事務局体制の再編、健全な財政運営等について具体的結論を得る。

あわせて、本会の組織の強化及び社会プレゼンスの向上のため、一般向け及び会員・構成獣医師向けの広報の強化を図るとともに、獣医学術学会年次大会や動物感謝デーなどのあり方等について検討を行う。

II 事業別の対応

1 公益目的事業

(1) 部会委員会等運営事業

ア 部会委員会の運営

獣医学術、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護等の獣医師職域に係る諸課題及び各職域に属さない又は複数の部会に重複する課題については、職域別の事業運営機関である「部会」に委員会を設置して検討してきたところである。これまでも各部会委員会における検討に当たっては、各職域部会間で十分に連携を図って対応してきたが、今後は検討課題を絞り、課題ごとに関連部会が連携して検討を行うこととする。

これらの検討結果を踏まえ、広く国民の生活向上に貢献できる獣医療を提供することを目的として、積極的に活動するとともに、関係機関への提言・要請等必要な施策を講じる。

獣医学教育の整備充実については、参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習に対して実習環境の整備・提供等に積極的に協力し、獣医学実践教育推進協議会を通じて調整・支援することにより我が国獣医学教育の国際水準化達成に向けた取組みを一層推進する。

また、勤務獣医師の処遇改善については、関連部会の意見を反映し、関係団体及び地方獣医師会との連携を図りながら対応する。

イ 個別課題への対応

個別課題については、事業推進特別委員会のもとに次の検討委員会を設置し、重点的に検討を行い、積極的に活動するとともに、検討の結果を踏まえて、関係機関への提言・要請等必要な施策を講じる。

- (ア) “One Health”推進検討委員会
- (イ) 薬剤耐性 (AMR) 対策推進検討委員会
- (ウ) 総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会
- (エ) マイクロチップ普及推進検討委員会

(2) 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

獣医師が専門職としての社会的な信頼を得てその責任を果たすため、獣医師の職業倫理に関わる検討を行って本会の対応方針を決定するとともに、「獣医師の誓い-95年宣言」、「産業動物医療・小動物医療の指針」等の普及啓発に努める。あわせて、獣医師倫理に係わる法令違反等の情報提供を行うとともに、地方獣医師会と連携して倫理向上の普及啓発のため講習会、研修会等を開催する。また、法令遵守に資するため、法定事項とされる各般の獣医療提供証明行為等に係る書式等の作成提供を行う。

(3) 緊急災害時動物救護活動支援事業

本会で作成したガイドライン及びマニュアルの内容を踏まえ、緊急災害時における本会の動物救護対策を円滑に行うための具体的な施策、各ブロック及び地方獣医師会における動物救護対策実施のための体制整備、訓練等への支援を適宜実施する。また、各地での被災動物救護活動が円滑に行われるよう、平常時の準備（VMATの構築・整備を含む）、発災時の救護活動の対応及び救護活動の収束等の様々なステージにおける地域の活動を支援する。さらに、緊急災害時の動物救護に係る地域拠点施設の整備を支援する。

(4) 動物福祉適正管理施策支援事業

特別委員会における検討に基づき、改正動物愛護管理法の普及啓発に努め、その円滑な施行に資するとともに、「所有者責任原則」に基づく動物福祉・適正管理施策の推進を支援する事業を展開する。

ア 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

動物愛護管理法の一部改正によるマイクロチップ装着・登録の義務化が円滑に実施されるよう、マイクロチップ装着・登録に関する普及啓発を行う。また、本会の動物適正管理個体識別登録事業におけるマイクロチップデータベースの情報セキュリティを強化する。

さらに、マイクロチップ番号をキーとして様々な情報、サービスを提供することにより、飼育者にマイクロチップ装着の付加価値を付与してマイクロチップの一層の普及を図り、全頭装着・登録及び狂犬病予防事業と一体化した円滑かつ効果的な運用に向けて環境を整備する。

なお、本事業の実施に当たっては、動物ID普及推進会議(AIPO)を通じて他の関係団体と連携して円滑な推進を図るため、組織の強化、充実及び新たな事業展開に努める。

イ 動物福祉愛護対策推進事業

動物愛護管理法についての普及啓発活動に努め、同法の円滑な施行に資する。

特に、次世代を担う子供達の動物福祉と愛護の精神の涵養に資するため、動物の福祉・愛護に関する児童文学作品を対象とする日本動物児童文学賞の贈呈、学校における動物飼育や各種福祉施設や病院等における動物とのふれあい活動等への支援を行う。

(5) 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

獣医師・獣医療、獣医学術の果たすべき社会的役割の普及啓発とともに、獣医療及び動物の福祉の増進と適正管理に関する技術と知識に関する助言・相談、情報提供等を行い、本会事業の一層の発展を期する。

ア 普及啓発活動事業

「2019動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」は、令和元年10月5日(土)に東京都で開催し、一般市民向けの人と動物の共生、獣医師の職域と役割等に係る普及啓発を行う。その成功に向け、地方獣医師会、獣医学系大学、獣医学生団体の参加並びに獣医療、動物愛護・福祉、畜産関係団体及び動物関連産業界からの協賛・支援について、引き続き協力要請を行う。

あわせて、インターペット等の動物関係行事を通じて関係者との連携を図る一方、今後の動物感謝デー等、本会の普及啓発対策の在り方について検討する。

本会の活動に関する普及啓発材料としてポスター、パンフレット等の作成、配布を行う。また、海外との情報交換において活用するため、英語版ホームページ及び英語（韓国語・中国語についても検討）版パンフレットを作成し、国際的な情報の提供を図る。

さらに、動物愛護管理法が規定する「動物愛護週間中央行事」に主催者構成団体として参加することなどにより動物福祉・適正管理対策の普及啓発活動に努める。

イ 助言相談事業

獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの相談・照会等への対応に努めるとともに、その成果については、会員及び構成獣医師に情報提供する。

ウ 情報等提供対応事業

本会の組織の強化及び社会プレゼンスの向上のため、ホームページ、メールマガジン、プレスリリース等により獣医事対策等に関する情報提供及び普及啓発を強化する。

また、関係情報の収集・提供にあたっては、構成獣医師異動処理システム、マイクロチップデータベース等に記録された個人情報の保守を強化し、情報の流出、システムの破壊等への有効な対策の導入を行うとともに、地方獣医師会事務局に対する講習の実施等により、全国の獣医師会全体のネットワークの情報セキュリティ強化のための対策を検討し、実行する。

エ 獣医事・獣医学術教材提供事業

必要に応じて、獣医師生涯研修用教材等の獣医学術専門教材、動物適正飼育管理普及教材の作成及び提供を行う。

(6) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

各種獣医事対策に関し、国内外の関係者との連絡調整を行う。

ア 獣医事対策等を推進するに当たって、地方獣医師会、関係省庁、大学等教育機関、関係団体、動物関係産業界等との連携調整及び会議の開催、関係団体等の公益目的事業に対する後援・協賛・賛助等による支援を行う。特に日本医師会との連携については、“One Health”推進検討委員会において具体的な検討を行い、シンポジウムの開催等を行う。

なお、チーム獣医療提供体制整備のための動物看護職の国家資格化等の対応については認定動物看護師地位向上推進協議会を、参加型臨床実習、家畜衛生・公衆衛生実習に関する体制整備については獣医学実践教育推進協議会を通じて調整、支援を行う。

イ 本会の学術部会を中心に獣医学術交流のあり方について検討を行い、WVA・FAVA等の獣医学術に関する国際機関・団体、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力を図り、アジア地域臨床獣医師等総合研修事業など獣医学術及び獣医事関係情報の収集・交換、獣医学的知識・技術の向上を図るための活動等を積極的に行って、獣医事の国際的な振興・普及に一層の貢献を図る。特に、東アジア三カ国（日本・韓国・台湾）における獣医学術交流については、平成30年に調印した覚書(MoU)に基づき、活動を推進する。

(7) 獣医事対策等調査研究事業

獣医療提供体制整備推進対策等、国内外の調査研究事業の実施に努め、その事業成果を獣医事施策の推進に反映させることにより、獣医事の向上に資する。

(8) 獣医学術学会事業

獣医学術分野別3学会で構成する学術学会については、その運営について学術部会で検討を行うとともに、獣医学術に関する調査・研究業績の発表、討論及び講演並びに市民公開講座等を獣医学術学会年次大会において開催するとともに、獣医学術の功績者に対する獣医学術賞の選考・審査・表彰を行って学術業績評価に努める。また、各地区単位で開催される獣医学術地区学会との連携強化を図ることにより、全国学術集会と地区学術集会双方の充実強化に努める。

なお、令和元年度の「日本獣医師会獣医学術学会年次大会」は、令和2年2月7日(金)から9日(日)までの3日間、会場は東京国際フォーラムにおいて開催する。

(9) 獣医学術振興・人材育成事業

ア 日本獣医師会雑誌提供事業

獣医学術の振興・普及、獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、更には、獣医師をはじめ広く獣医療従事者の人材育成を担う学術専門情報媒体として日本獣医師会雑誌（日獣会誌）を編集・発刊するとともに、獣医療をはじめとする獣医事全般、動物の福祉、野生動物保護を含む動物の適正管理など総合的な情報の媒体としての誌面を提供する。また、日獣会誌のうち学会学術誌については、①産業動物臨床・家畜衛生関連部門、②小動物臨床関連部門、③獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門ごとに投稿された調査・研究論文の原著、短報等を掲載し、獣医学術の業績評価により獣医師の人材育成に資するとともに、紙媒体のみでなく、ITを利用した国内外への発信・提供に努める。

イ 獣医師生涯研修事業

地方獣医師会をはじめ、獣医学系大学、獣医学術団体等の協力の下、小動物・産業動物診療、家畜衛生・公衆衛生、教育・試験研究機関など多岐にわたる職域に就業する獣医師のために、各職域の特性に応じた研修プログラムの策定、研修プログラムに参加する場の提供、研修プログラム参加の評価を行うことにより、獣医師の人材養成と質の確保に努める。なお、利用者の利便性向上のためインターネットを利用した申告手続きを適正に運営する。

ウ 獣医学術講習会・研修会事業

(ア) 獣医学術振興・普及及び国際交流等助成事業

獣医学術の振興・普及及び獣医事の向上を目的とするシンポジウム、講習会、セミナー等を地方獣医師会、その他獣医学術団体等の支援・協力の下で開催し、広く獣医学術の振興・普及と獣医師等の人材育成に努める。なお、講習会、セミナー等については、映像の収録とインターネットを利用した情報配信に努め、波及効果の向上を図る。

また、WVA、FAVA等の獣医学術に関する国際機関・団体、その他の諸外国獣医師会等関係者との連携・協力を図り、アジア地域臨床獣医師等総合研修事業等を通じて獣医事関係情報の交換・普及により獣医学的知識・技術の向上を図るための活動等に積極的に支援する。

(イ) 女性獣医師活躍推進対策事業

女性獣医師の活躍推進については、職域総合部会の女性獣医師支援対策検討委員会における検討の結果に基づき、研修会の開催、情報提供活動等を行うとともに、「女性獣医師が活躍する職場は、男性獣医師を含むすべての獣医師が活躍できる職場である。」という理念を具体化するために、今後も勤務条件や働き方の改善をはじめとする獣医師の職場環境の向上のための要請活動等の取組みを強化する

(10) 獣医学術振興調査研究事業

獣医学術に関する産業動物臨床、小動物臨床及び獣医公衆衛生各部門の振興・普及と獣医師人材の育成対策に係る国内外の調査研究事業の実施に努めるとともに、獣医学術振興施策の推進に反映させ、その事業成果を公表し、獣医学術の普及と獣医師人材の育成に資する。

2 収益事業

公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付

本会が所有する基本財産である不動産の適正管理及び運営に努めるとともに、不動産貸付事業として貸付を行い、本事業の収益の一部を公益目的事業の実施費用として充当し、公益目的事業の円滑な推進に資する。

なお、本会が区分所有する新青山ビルは築41年を迎え、その資産価値の維持・向上を図るため、三菱地所株式会社と合意した長期修繕工事的確な実施に努めるとともに、将来における新青山ビルの建替えに備え、建替え資金の造成方法について検討し、適宜対応する。

また、本会の財政基盤の強化のため、獣医事に係る収益事業の在り方について検討を行い、その結果に基づいて収益事業に積極的に取り組む。

3 その他事業（相互扶助等の公益目的事業）

公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉等の向上対策

(1) 獣医師福祉共済事業

本会が契約者として実施する獣医師福祉共済事業（獣医師生命共済事業、獣医師医療共済事業、獣医師年金共済事業、獣医師賠償共済事業及び獣医師所得補償事業）を推進するとともに、一層の普及に努める。特に、①保険契約内容を整備し、獣医師賠償共済事業（診療施設契約・獣医師個人契約、狂犬病予防注射事業契約）及び②獣医師総合福祉生命共済保険の加入率向上については、引受保険会社と地方獣医師会との連携、協力の下で、会員構成獣医師等の福利厚生事業として一層の推進に努める。

(2) 褒賞・慶弔等事業

「日本獣医師会褒賞規程」及び「日本獣医師会慶弔等規程」等の関係規程に基づく褒賞・慶弔等事業のほか、小学生等による動物愛護作品の優秀者に対する褒賞については、「日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程」に基づき実施する。

4 その他

事業1、2、3に掲げた以外で緊急に対応する必要性が生じた事項については、必要に応じ、理事会等において協議等の手続きを経たうえで実施する。